

## 国税・地方税分類表

財源	税種	税率
中央税	関税	0～270%
	税関が代理徴収する消費税と増値税	
	消費税	1～40%（たばこ、酒および製品油を除く）
	地方銀行・外資銀行・ノンバンクの企業所得税	
	鉄道部門、各銀行本店、各保険会社等が集中納付する収入（営業税、所得税、利益および都市維持建設税を含む）	
共通税	増値税（国 50%、地方 50%）	0%、6%、9%、13%
	資源税（資源の種類により配分。大部分の資源税は地方の収入となり、海洋石油資源税は中央の収入となる。）	従量税、従価税
	環境保護税 ※2018年1月1日より施行	従量税: 1.大気の汚染物質:1.2~12 元 / 当量 2.水の汚染物質:1.4~14 元 / 当量 3.固体廃棄物:5~1,000 元 / トン 4.騒音:一定基準のデシベルを超過した分に対し、350~11,200 元 / 月
	企業所得税	25% <sup>1</sup>
地方税	都市維持建設税	1%、5%、7%
	都市土地使用税	0.6元～30元 / 平方メートル
	土地建物財産税	所有: 1.2% <sup>2</sup> 、賃貸: 12%

<sup>1</sup> 非居住企業が中国国内において機構、拠点を設置していない場合、または機構、拠点を設置したが取得した所得がその設置した機構、拠点と実際の関係がない場合、中国国内源泉所得について企業所得税の適用税率は 20%とされるが、優遇により 10%の税率で企業所得税が徴収される。また、条件に合致する小型の低利益企業は 20%の税率、国が重点的に援助する必要のあるハイテク企業は 15%の税率で企業所得税が徴収される。

<sup>2</sup> 上海市は 0.4%、0.6%；重慶市は 0.5%、1%、1.2%

	車両船舶税	排気量に応じて徴収
	車両購入税	10%
	印紙税	0.003%～0.1%
	契税	3%～5%
	土地増値税	30%～60%
	たばこ葉税	20%
	耕地占有税	各地の状況により 5 元～50 元/m <sup>2</sup> （上限は適宜引上げ可）